

ひとり親家庭の方を対象にサポート利用料の助成を行います！

★対象者は、依頼会員のうち、ひとり親家庭の父母

(所得制限表)

	扶養している 児童数	区分 A (全部支給)	区分 B (一部支給)
ひとり親の所得 (前年分)	0人	490,000円	1,920,000円
	1人	870,000円	2,300,000円
	2人	1,250,000円	2,680,000円
	3人	1,630,000円	3,060,000円

(助成額) 1時間当たり

	児童扶養手当全部受給者 及び同所得の場合	児童扶養手当一部受給者 及び同所得の場合
平日7時から19時 (通常時間)	400円	300円
上記以外 (通常時間外)	450円	350円

★手続きの流れ

○登録申請が必要です。

(必要なもの) ①会員証 ②通帳 ③認め印



○甲府市から「登録決定(却下)通知書」を送付します。



○協力会員へすみやかに利用料を支払い、「援助活動報告書」を受け取ってください。



○助成金を申請するときは、指定の申請書に「援助活動報告書」を1ヶ月分まとめて添付、サポートを利用した月の翌月10日までに、ファミリー・サポート・センターへ申請してください。(郵送可能)



○書類を審査後、交付決定通知書を送付します。



○指定された預金口座へ助成額を振り込みます。